川崎市１：２５，０００地形図

川崎都市計画総括図

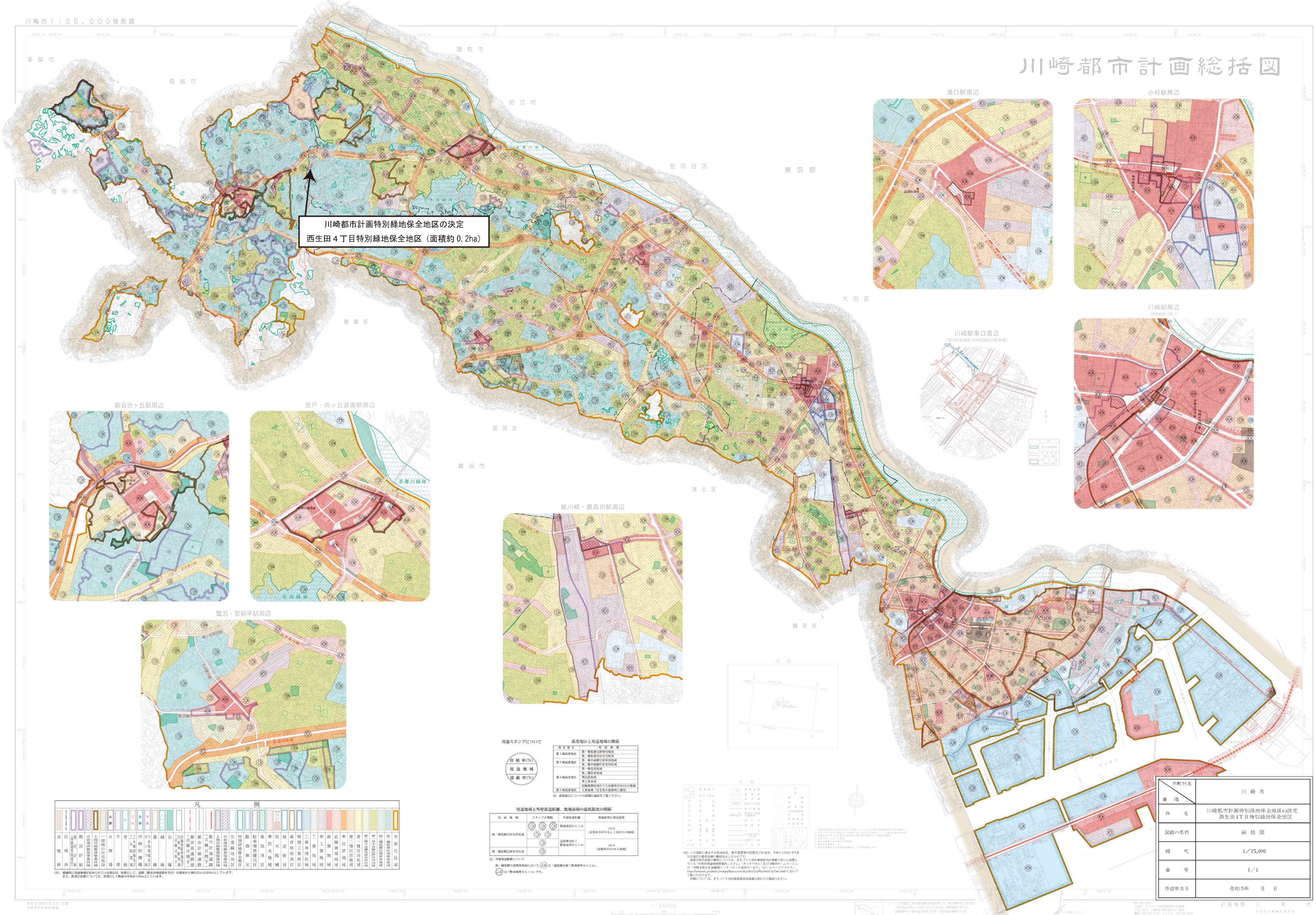

川崎都市計画特別緑地保全地区の決定
西生田４丁目特別緑地保全地区（面積約 0.2ha）

用途スタンプについて

容積率(%)
用途地域
建蔽率(%)

高度地区と用途地域の関係

高度地区	用途地域
第１種高度地区	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
第２種高度地区	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
第３種高度地区	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	準工業地域
	近隣商業地域のうち容積率が200％の地域
第４種高度地区	工業地域（住宅系の建築物に適用）

注）高度地区についての詳細は裏面をご覧ください。

用途地域と外壁後退距離，敷地面積の最低限度の関係

用途地域	スタンプの種類	外壁後退距離	敷地面積の最低限度
第一種低層住居専用地域	60/一低/30 60/一低/40 80/一低/40	敷地境界から１ｍ	125㎡ （容積率が60％もしくは80％の地域）
	80/一低/40 80/一低/50	道路側を除く 敷地境界から１ｍ	
	100/一低/50		100㎡ （容積率が100％の地域）
第二種低層住居専用地域	100/二低/60		

注）外壁後退距離について

第一種低層住居専用地域において、一低は「道路側を除く敷地境界から１ｍ」、一低は「敷地境界から１ｍ」です。

凡　例

- 市街化区域
- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域
- 特別工業地区
- 高度利用地区
- 特定街区
- 防火地域
- 準防火地域
- 風致地区
- 駐車場整備地区
- 臨港地区
- 特別緑地保全地区
- 生産緑地地区
- 市街地再開発促進区域
- 土地区画整理促進区域
- 都市計画道路（点線は地下）
- 都市計画道路
- 都市高速鉄道（点線は地下）
- 自動車駐車場及び自転車駐車場（点線は地下）
- 公園
- 緑地
- 墓園
- 下水処理場及びポンプ場
- 汚物処理場
- ごみ焼却場及びごみ処理場
- 学校
- 市場
- 火葬場
- 一団地の住宅施設
- 土地区画整理事業区域
- 市街地再開発事業区域
- 地区計画
- 地区計画（再開発等促進区）
- 区境界
- 市境界

（注）路線的に用途地域が定められている場合は，原則として，道路（都市計画道路を含む）の境界から奥行25m又は30mとしています。
また，鉄道の沿線については，原則として軌道の中央から30mとしています。

（注）この図面に表示する地域地区、都市施設等の位置及び区域は、令和５(2023)年３月31日現在の都市計画の概略を示したものです。
最新の都市計画の概略については、まちづくり局計画部都市計画課の窓口に設置している「川崎市用途地域等案内システム」（タッチパネル）及び川崎市ホームページ上の「川崎市都市計画情報インターネット提供サービス」（ホームページアドレス：https://kawasaki.geocloud.jp/webgis/Resource/module/Doc/CityPlan/infoCityPlan.html）においてご覧いただけます。
詳細については、まちづくり局計画部都市計画課の窓口でご確認ください。

市町村名 / 事項	川崎市
件名	川崎都市計画特別緑地保全地区の決定 西生田4丁目特別緑地保全地区
図面の名称	総括図
縮尺	1／25,000
番号	1／1
作成年月日	令和5年　　月　　日

問い合わせ先
川崎市　まちづくり局計画部都市計画課
〒210-8577　川崎市川崎区宮本町１番地
電話：044-200-2720　ファクス：044-200-3969
メールアドレス：50tosike@city.kawasaki.jp

計画機関　川崎市

許可なく複製を禁ずる

令和５(2023)年３月　印刷
川崎都市計画総括図